

# 社団法人千葉県獣医師会定款

## 第 1 章 総 則

第1条 この会は、社団法人千葉県獣医師会と称し、事務所を千葉市中央区都町463番地3に置く。

第2条 この会は、獣医学術の発達普及と獣医業務の公正なる発達を図ることにより、畜産の発達と公衆衛生に寄与するとともに会員の社会的向上を目的とする。

第3条 この会は、千葉県の区域を事業の区域とする。

## 第 2 章 事 業

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 獣医師道の振作高揚に関する事項
- (2) 獣医畜産学術の振興普及ならびに調査研究に関する事項
- (3) 獣医技術者の教養および技能の向上に関する事項
- (4) 獣医業の推進発展に関する事項
- (5) 獣医事衛生ならびに公衆衛生の向上に関する事項
- (6) 会員の福祉および厚生に関する事項
- (7) その他この会の目的達成上必要と認める事項

## 第 3 章 会 員

第5条 この会は、会員（以下「正会員」という）をもって組織する。

- (1) 千葉県の区域内において開業する獣医師
- (2) 千葉県の区域内に勤務する獣医師
- (3) 千葉県の区域内に住居する獣医師

2 この会に、賛助会員を置くことができる。

賛助会員は、この会の趣旨に賛同する個人または団体に総会において推薦されたものとする。

第6条 この会に入会しようとする者は会費を添えて部会を経由し別紙様式の入会申込書を提出するものとする。

第7条 会員の会費およびその納入方法は、総会において定める。

第8条 会員にして退会しようとする者は、部会を経由しその旨届け出るものとする。

第9条 会員にしてこの会の名誉を汚損する行為ありたる時、または会員たる義務を尽さないときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

第10条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。この場合、既納の会費その他の拠出金は一切これを返付しない。

- (1) 死 亡
- (2) 除 名
- (3) 退 会

## 第 4 章 部会および支部

第11条 この会に、部会および支部を設けることができる。

- 2 部会および支部の運営規程は別にこれを定めるも本会定款を準用するものとする。

## 第 5 章 役員および職員

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以上 5 名以内
- (3) 常務理事 1 名
- (4) 理 事 10名以上 26名以内（会長，副会長および常務理事を含む）
- (5) 監 事 2 名以上 4 名以内

- 2 理事および監事は総会において選任する。
- 3 会長，副会長および常務理事は，理事の互選によるものとする。
- 4 理事および監事は，相互にこれを兼ねることはできない。

第13条 役員の任期は，2年とする。

- 2 補欠により就任した役員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 3 役員は，任期満了後であっても，後任者が就任するまでは，その職務を執らなければならない。

第14条 会長は，この会を代表し，会務を総理する。

- 2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代行する。
- 3 常務理事は，常時会務を掌理し，この会の常務を処理する。
- 4 理事は，理事会を組織し，この会の会務を処理する。
- 5 監事は，この会の財産および業務執行の状況を監査し，総会および理事会に出席して意見を述べることができる。

第15条 役員が法令，定款もしくは総会もしくは理事会の議決に違反し，または役員たる名誉を汚損する行為ありたるときは，総会の議決によってこれを解任することができる。

第16条 この会に名誉会長，名誉会員および顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長，名誉会員および顧問は総会において決定する。
- 3 顧問は，会長の諮問にこたえる。

第17条 この会に，会務を処理するため事務局を置くことができる。

- 2 職員は会長がこれを任免する。

## 第 6 章 会 議

第18条 この会の会議は，総会，および理事会とする。

第19条 総会は，通常総会および臨時総会とし，会議は正会員の過半数の出席がなければ議事を開いて議決することができない。

2 総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として、または書面をもって議決権を行使することができる。

この場合、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。

3 書面をもって議決権を行おうとする正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき書面にそれぞれ賛否を記入し、これに記名捺印のうえ総会開催前日までに本会に提出するものとする。

4 通常総会は、毎年4月会長がこれを召集する。

ただし、時宜により1箇月を越えない範囲内で、この開期を変更することができる。

5 臨時総会は、次の場合に会長がこれを召集する。

(1) 会長または監事が特に必要と認めたとき、または理事会の決議があったとき

(2) 会員の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求のあったとき

6 総会の召集は、開催前10日までに会員に通知する。ただし、会員の請求による臨時総会は30日以内に召集しなければならない。

7 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第20条 総会に議長および副議長各1名を置く。

2 議長および副議長は、正会員の中からその都度選出するものとする。この場合において議長が選出されるまでの間は、会長が仮議長を行うものとする。

第21条 会長は、次の事項を総会に報告しなければならない。

(1) 庶務および会計報告

(2) 事業報告

(3) その他必要と認めた事項

2 次の事項は総会の議決を要する。

(1) 収支決算の承認

(2) 事業計画の策定

(3) 収支予算の決定

(4) 定款の変更

(5) 会費の分賦および納入方法

(6) 役員を選任および解任

(7) 会員の除名

(8) 解散およびこれに伴う財産処分

(9) その他理事会において必要と認めた事項

第22条 総会は、あらかじめ通知した事項につき議決する。

第23条 総会の議決は、出席した正会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、定款の変更、会員の除名、および解散の議決は出席した正会員の議決権の4分の3以上で決する。

第24条 総会において議決した事項は、会員に周知するものとする。

第25条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上が会議の目的である事項を示して請求したとき会長がこれを召集する。

2 理事会の議長は会長とする。

3 理事会の召集は、開催前5日までに通知する。

第26条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会に報告する事項
- (3) 諸規程の制定および改廃
- (4) 総会において理事会に付託された事項
- (5) その他必要と認めた事項

第27条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議決は、出席理事の過半数の同意がなければならぬ。

第28条 総会、および理事会の議事録は議長がこれを作成し、議長・副議長および議長の指名した出席者2名以上の者がこれに記名捺印する。

## 第 7 章 委 員 会

第29条 この会に必要と認める委員会、および研究会を置くことができる。

- 2 委員会、および研究会に関する事項は理事会の議決を経て定める。

## 第 8 章 経 費 ・ 財 産 お よ び 会 計

第30条 この会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第31条 この会は、総会の議決を経て営造物および厚生施設を設けることができる。

第32条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第33条 毎年度の予算は、会長がこれを編成し、総会の議決を経なければならない。

第34条 財産および会計の規程は、理事会の議決を経てこれを定める。

第35条 役員には、総会の議決を経て報酬を与えることができる。

## 第 9 章 庶 務

第36条 この会の職制、執務、給与およびその他の規程は理事会の議決を経てこれを定める。

## 第 1 0 章 解 散

第37条 この会の解散およびこれに伴う財産処分は、総会の議決を経て行わなければならない。

第38条 この会が解散したときは、総会において清算人を選任し、一切の精算業務終了後旧構成会員に報告しなければならない。

## 附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第12条の規程にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
2. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第21条の規程にかかわらず、設立発起人会

の定めるところによる。

3. この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規程にかかわらず、この法人の設立許可のあった日から始まり、当該日の属する、県の会計年度の終了の日をもって終わるものとする。

(昭和61年5月28日 一部改正)

4. 昭和61年度の総会において選出された役員任期については、改正後の第13条第1項の規程にかかわらず1年とする。

昭和45年3月12日 設立総会

昭和45年12月12日 認 可

昭和50年7月22日 一部改正

昭和60年5月29日 一部改正

昭和61年5月28日 一部改正

平成8年5月27日 一部改正

平成11年5月26日 一部改正

平成17年5月26日 一部改正